

公金債権回収業務における試行自治体の実施状況について (平成 25 年度実績)

平成 26 年 7 月 28 日
地方公共サービス小委員会事務局

第 1 概要

1 目的

地方自治体における公金の債権回収業務を民間委託する場合、多大な事務負担がかかることが想定されることから、民間委託を試行する自治体（以下「試行自治体」という）を募集し、内閣府において必要な支援を行うことで、自治体の事務負担の軽減を目指すことを目的とする。

また、事業の実施状況を踏まえ、評価を行うとともに、論点整理、好事例の収集等を実施し、より効果的かつ効率的な債権回収業務のモデルの提案を目指すことを目的とする。

2 試行自治体選定経過

- (1) 当委員会において、債権回収業務の民間委託を試行する自治体を平成 24 年 12 月 18 日から平成 25 年 1 月 31 日までの期間で募集。
- (2) その結果、11 自治体から応募有。
- (3) 選定対象としては 10 団体を予定していたが、可否を検討した結果、11 団体すべてを選定することを平成 25 年 2 月 14 日の当委員会で決定。

3 内閣府から各試行自治体への支援内容

- ① 法令に従った適正な債権管理に関する助言
- ② 民間委託にあたっての支援（仕様書、契約書等への助言等）
- ③ 業務運営にあたっての支援
- ④ 評価にあたっての支援

第 2 平成 25 年度の実績

1 試行自治体

契約締結に至った自治体数：9 団体

（2 団体については 26 年度に締結のための準備を実施）

(1) 全体的事項

- 債権回収の委託においては、受託者（弁護士、サービサー）の名で催告をすることで、自治体からの連絡では接触の取れなかった滞納者からの連絡があった。きっかけができたことで、納付や分納誓約につながっている。
- 職員向け研修については、実務経験のある弁護士から直接実践的な司法手続を学ぶことで、業務の流れを把握するとともに、緊張感が生まれ、債権回収への意識づけが高まった。

○試行した結果、課題が明らかになった。この課題解決を目指していくことにより、更にレベルアップが図られていくことが期待される。

〈具体的な課題事例〉

- ・単年度契約
- ・費用対効果による業務委託の一定の許容範囲の設定

(2) 個別事項

取組内容	自治体 No.	受託者	委託総額	契約期間 (研修については 実施時期)
			現金回収額	
			現金回収率	
			その他分納合意額	
母子寡婦福祉資金貸付金	4	サービサー	38,114 千円	平成 25 年 8 月～ 平成 26 年 3 月
			6,851 千円	
			18.0%	
			—	
<p>○再三の催告にも応じない者や管外の遠方に転居し回収に必要以上の費用がかかる者等、回収が困難な債権（過年度分）について回収ができた。</p> <p>○サービサー名で催告をすることにより、自治体から連絡しても反応のなかった滞納者からの連絡があった。</p> <p>○委託料：成功報酬（現金回収額の 18.0%に消費税を加えた額）</p>				
奨学金返還金	5	サービサー	13,568 千円	平成 25 年 7 月～ 平成 26 年 3 月
			3,941 千円	
			29.0%	
			5,309 千円	
<p>○サービサー名で催告をすることにより、自治体から連絡しても反応のなかった滞納者からの連絡があった。</p> <p>○委託料：成功報酬（現金回収額の 28%に消費税を加えた額）</p>				
病院の診療料金等	7	弁護士法人	16,000 千円	平成 25 年 8 月～ 平成 26 年 3 月
			800 千円	
			5.0%	
			—	
<p>○弁護士名で催告をすることにより、自治体から連絡しても反応のなかった滞納者からの連絡があった。</p> <p>○委託料：成功報酬（現金回収額の 30%に消費税を加えた額）</p>				
母子寡婦福祉資金貸付金	8	サービサー	17,148 千円	平成 25 年 10 月～ 平成 26 年 3 月
			3,402 千円	
			19.8%	
			2,113 千円	

債 権		○サービサー名で催告をすることにより、自治体から連絡しても反応のなかった滞納者からの連絡があった。 ○委託料：成功報酬（現金回収額の30%に消費税を加えた額）						
	公営住宅使用料等	10	弁護士及び弁護士法人の共同事業体	平成26年4月から2か年の期間で民間委託を実施するための手続（公募、予算の議決等）を実施。				
回 収		○職員ではなかなか着手できなかった退去済の滞納者の債権回収を民間の力で実施できるようになった。 ○委託料：①成功報酬（現金回収額の40%に消費税を加えた額） ②回収不能事案における報告書作成 1件当たり5千円に消費税を加えた額						
	水道料金等	11	弁護士	<table border="1"> <tr> <td>10,092千円</td> <td rowspan="4">平成25年8月～ 平成26年3月</td> </tr> <tr> <td>3,124千円</td> </tr> <tr> <td>31.0%</td> </tr> <tr> <td>3,958千円</td> </tr> </table>	10,092千円	平成25年8月～ 平成26年3月	3,124千円	31.0%
10,092千円	平成25年8月～ 平成26年3月							
3,124千円								
31.0%								
3,958千円								
職 員 向 け 研 修		○弁護士名で催告をすることにより、自治体から連絡しても反応のなかった滞納者からの連絡があった。 ○委託料：①成功報酬（現金回収額の30%に消費税を加えた額） ②1人の対象者につき回収金額が500千円を超えた場合 超えた金額の25% ③受託者が3回催告しても回収できなかった場合 1人当たり3千円						
		6	弁護士	—				
		平成25年6月から11月の計10回						
		○第一部で基礎を学び、第二部で演習を行うという形式で実施したことにより、理解が一層深められた。 ○債権回収において習得すべき知識は多岐にわたることから、研修を継続的に実施することの必要性を認識した。						
		9	弁護士	—				
	平成25年8月の1回							
	○演習形式で実施したことにより、司法手続をスムーズに行うことができるようになった。 ○実際に研修終了後、支払督促の申し立てを行い、7件の債権のうち、6件について分納合意することができた。							
自主的納付の呼びかけ及びこれに関連する事項	1	弁護士 司法書士 民間事業者	26年度の実施に向けて、①民間委託＜滞納処分前までの業務全般＞、②民間事業者とのシステム共有化、③セキュリティ対策につき、法令面、契約面及びシステム面等について検討。					

	<p>○検討に当たって以下の取組を行うことができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期放置物件及び長期放置物件の相続財産管理人申請の検討 ・消費者金融に対する債権差押等の検討 ・特別代理人による不動産の競売 ・住宅ローン等の返済困難者への民事再生を用いた救済 ・弁護士、司法書士との連携による多重債務等の解決 			
電話による自主的納付の呼びかけ	2	民間事業者 (コールセンター)	新たに実施した軽自動車税について、収納率 0.3 ポイント上昇	平成 25 年 10 月～ 平成 26 年 3 月
	○文書だけでは反応の薄い滞納者に対し呼びかけることにより、窓口折衝、相談の早期開始につながっている。			
滞納整理の業務委託	3	弁護士	財産はあるが相続人が存在しない滞納事案（1件）について、弁護士に業務委託し、相続財産管理人選任のために裁判所に提出する申立て書の作成や、相続財産管理人が選任された以降、終了するまでの間の事務手続きを行い、債権回収を進めた。（平成 26 年 2 月契約、現在進行中）	
	○困難事案の解消のため、専門知識を持っている弁護士等を活用することで、職員が多くの労力や時間を要することなく滞納整理を進めることができた。			

2 内閣府

(1) 試行自治体への支援

- 債権回収の民間委託における事業者選定に当たって、募集要項、仕様書、審査評価表等について注意点、法令解釈等の助言
- 他の自治体の先進事例の例示（民間委託の実施に必要な手順及びスケジュール、複数債権の一元化等）
- 研修講師となる弁護士の紹介

(2) 地方公共サービス小委員会報告書への反映

平成 26 年 3 月に策定した地方公共サービス小委員会報告書において、試行自治体で 26 年 1 月までに実施した結果で得られた状況をまとめるとともに、他の自治体が民間委託の事務手続を円滑に進められるよう「委託に当たってのチェックポイント」や「試行自治体等で得られた仕様書等の実例」を掲載した。

第3 平成26年度における試行自治体の実施状況及び内閣府の対応

1 試行自治体

全ての試行自治体において、継続して実施をしている。

債権回収について、25年度の実施により明らかになった課題である単年度契約から複数
年契約に変更等の改善を図りながら実施している自治体がある。

2 内閣府

試行の経過途中の自治体もあることから、内閣府として支援を継続することとする。

自治体にとって必要な情報は、数多くの事例であり、平成25年度に良好な実施状況が得
られた自治体については、全国的に水平展開ができるよう、優良事例として可能な限り内
閣府のホームページで公表していくこととする。

以上